

【調査報告】

児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割

～ 所内多（他）職種へのアンケート調査に基づき～

中央児童相談所	子ども支援課	保健師	富岡順子
平塚児童相談所	子ども支援課	保健師	宮崎晃子
鎌倉三浦地域児童相談所	子ども支援課	保健師	村岡広代
小田原児童相談所	子ども支援課	保健師	磯崎夫美子
厚木児童相談所	子ども支援課	保健師	三尾早苗
児童相談所保健担当者会議担当課長			鈴木浩之

【概要】

児童相談所（以下、児相）は平成 19 年度から、保健師を順次配置しており、児相の多職種チームの中で保健師がその機能を十分果たすために、その業務の指標として「神奈川県児相保健師業務」（以下児相保健師業務）が示されている。今回、各児相の実績を踏まえ、この「児相保健師業務」に記載されている業務内容を見直すこととした。検討に当たり、他の職種に調査を実施し、保健師の活用、期待、意見を把握し検討したところ、保健師の業務内容、役割、今後の取組みの方向性まで深めることができた。

今回の調査から、「保健・医療的側面から個別支援を充実させる役割」と「保健・医療関係機関との連携を深め、地域の虐待防止、支援体制の充実させる役割」が児相のチームアプローチにおける保健師の役割として、他の多くの職種から求められ、保健師も重視するものであることがわかった。

地域特性やケースの発生状況により、保健師の役割は柔軟性が求められる。今後も定期的に業務内容を検討し、保健師の専門性を高めることが必要である。

1 はじめに

全国の児相保健師配置状況は 45.2%であり、うち、保健師職としての配置は 41.2%、児童福祉司として

の配置は 21%である¹⁾。

神奈川県では、平成 18 年 12 月に県児童福祉審議会「児童相談所のあり方検討小委員会」が知事に提出した報告書²⁾の中で「全ての児童相談所に保健師を配置することが望ましい」と明記され、平成 19 年度より児相への保健師配置は順次進み、平成 23 年度には 5 児相全てに配置となった。

平成 20 年 3 月に「児相における保健師業務あり方検討委員会」は、「保健面の関わりが必要と判断されるケースの増加」など、児相における課題を示し、「児相保健師業務」をまとめた。保健師は児相チームの一員として活動するが、各児相には一人配置であり、異動もある中で、その専門機能を発揮し、業務の質を維持するためにこの「児相保健師業務」は、重要な指標となっている。

平成 25 年度、保健師が 5 つの児相に配置されて 3 年目となったため、この「児相保健師業務」に記載する業務内容を、各児相の実績と照らし合わせ見直すこととした。

この見直しにおいては、保健師は本来独自の専門機能を持つものの、児相ではチームの一員として業務を行うことから、他の職種からの意見を踏まえて検討することが適切と考え、アンケート調査を実施した。

調査結果は、これまでの保健師業務への内部評価

ともなり、多くの有意義な知見が得られた。本稿では、この調査結果を踏まえ、児相における保健師の業務内容について考察し、その役割や今後の業務のあり方について検討したので報告する。

2 県児相保健師の配置状況

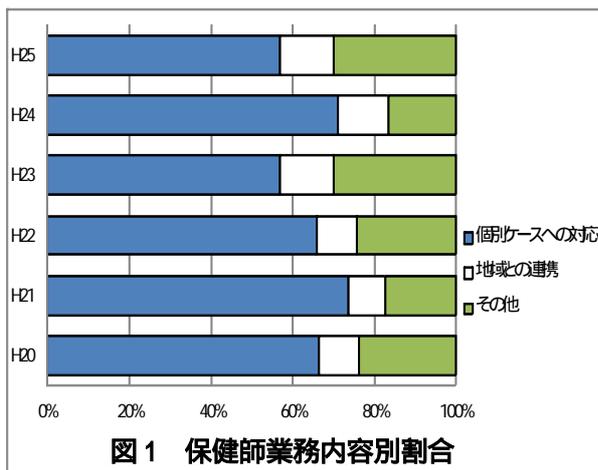
(1) 保健師の配置経過 (注1)

- ・平成19年度：中央児相に1名がモデル的に配置
- ・平成20年度：中央・厚木・相模原児相に各1名配置
- ・平成23年度：中央・厚木・県北・鎌倉三浦地域、小田原児相に各1名配置

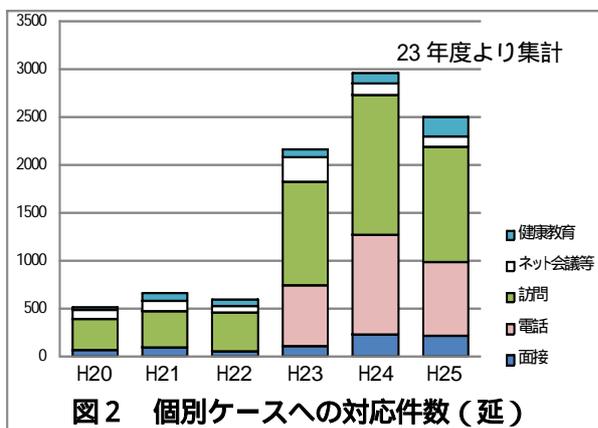
(2) 辞令職名及び就業状況

全員、保健師として児相専任の配置である。

3 保健師業務の実績



個別ケースの対応が最も多く、業務に占める割合は、各年度とも60～70%前後であった。地域との連携は20～30%前後であった。



5児相に保健師が配置された平成23年度以降、保健師の対応件数が急増している。

4 調査目的

保健師業務のあり方を検討するため、現在の保健師業務について、所内他職種との連携状況、業務への期待と意見を把握し、基礎資料とする。

5 調査方法

5児相において児童相談業務に従事する職員(非常勤等を含む)215名に対して、自記式アンケート調査(参考資料1)を実施し、自由意見は、KJ法により分類した。

(1) 調査期間

平成25年9月25日～10月9日

(2) 調査内容

- ア「保健・医療にかかわる個別ケースへの対応」「一時保護所・施設・里親に対する保健医療に関する指導支援について」「保健・医療にかかわる子ども虐待防止対策、地域支援体制の充実のための地域の関係機関との連携について」に関する保健師業務の活用状況及び期待する業務
- イ保健師として担うことができる業務・すべき業務に対する意見
- ウ 保健師業務全般に対する意見

6 調査結果

回答は182件であり、回収率は84.7%であった。

(1) 回答者の職種

表1 回答者の職種別人数

職種	人数	%
児童福祉司	50	27.5
児童相談員・里親対応専門員・電話相談員	29	15.9
児童心理司	45	24.7
児童指導員、保育士、看護師、学習指導員	42	23.1
管理職・課長	16	8.8
計	182	100.0

(2) 職種別集計結果

児童福祉司 児童相談員・里親対応専門員・電話相談員 児童心理司 児童指導員・保育士・
看護師・学習指導員 管理職・課長

表2 職種別の保健師業務の活用状況と期待する業務 (%) 各割合の母数は各職種回答者数

保健師業務	職種	全職種 (n=182)		(n=50)		(n=29)		(n=45)		(n=42)		(n=16)	
		活用	期待	活用	期待	活用	期待	活用	期待	活用	期待	活用	期待
保健医療に関する個別の対応	直接観察、安全確認、リスクアセスメント	39.0	59.9	82.0	76.0	24.1	48.3	24.4	64.4	11.9	35.7	43.8	81.3
	育児相談、保健指導	29.7	29.7	56.0	26.0	20.7	34.5	22.2	35.6	9.5	23.8	37.5	31.3
	関係機関からの情報収集、連絡調整	35.7	37.4	72.0	58.0	27.6	34.5	26.7	40.0	2.4	7.1	50.0	50.0
	特定妊婦	25.3	34.6	44.0	26.0	10.3	31.0	22.2	57.8	11.9	28.6	37.5	18.8
	産後うつ、精神疾患	28.6	37.4	62.0	38.0	27.6	65.5	15.6	37.8	0.0	21.4	37.5	25.0
	医療機関からの通告	30.8	45.6	74.0	60.0	6.9	48.3	17.8	35.6	7.1	28.6	37.5	68.8
	性的虐待、性被害	47.8	55.5	62.0	46.0	13.8	37.9	62.2	75.6	35.7	64.3	56.3	37.5
	家族再統合の情報提供、アセスメント	25.8	20.9	52.0	24.0	6.9	24.1	28.9	20.0	2.4	16.7	31.3	18.8
	在宅支援の役割分担、支援チーム参加	26.9	14.8	62.0	20.0	13.8	13.8	15.6	15.6	2.4	9.5	37.5	12.5
	移送	27.5	9.9	66.0	12.0	0.0	10.3	11.1	4.4	16.7	11.9	31.3	12.5
	既往歴、現病歴、アレルギー	26.9	30.8	46.0	10.0	6.9	24.1	15.6	28.9	26.2	66.7	37.5	18.8
保健指導医療支援に関する	施設職員・里親の相談	25.3	22.5	42.0	24.0	6.9	17.2	20.0	26.7	16.7	19.0	43.8	25.0
	感染症に対する対策	18.1	20.3	24.0	14.0	6.9	6.9	11.1	17.8	23.8	42.9	25.0	12.5
	健康教育・保健指導	46.2	45.1	66.0	46.0	6.9	37.9	42.2	40.0	40.5	47.6	50.0	62.5
	里親への健康教育	9.3	7.1	18.0	10.0	24.1	10.3	2.2	6.7	0.0	2.4	25.0	6.3
関係機関との連携	関係部署連携、支援体制の充実	30.2	30.8	62.0	36.0	24.1	27.6	17.8	26.7	0.0	19.0	56.3	62.5
	管内実態把握	19.8	19.2	40.0	18.0	24.1	20.7	8.9	17.8	2.4	19.0	25.0	25.0
	市町村研修支援	17.0	13.2	40.0	14.0	6.9	10.3	8.9	11.1	0.0	14.3	31.3	18.8

全職種で活用が多かった業務は「性的虐待、性被害」「健康教育、保健指導」「直接観察、安全確認、リスクアセスメント」の順であった。期待が多かった業務は「直接観察、安全確認、リスクアセスメント」「性的虐待、性被害」「健康教育、保健指導」の順であった。

(3) 業務別集計結果

ア 保健医療にかかわる個別ケースへの対応

表3 活用する業務内容 (%)

保健師業務	職種	全職種				
直接観察、安全確認、リスクアセスメント		39.0	82.0	24.1	24.4	11.9
育児相談、保健指導		29.7	56.0	20.7	22.2	9.5
関係機関からの情報収集、連絡調整		35.7	72.0	27.6	26.7	2.4
特定妊婦		25.3	44.0	10.3	22.2	11.9
産後うつ、精神疾患		28.6	62.0	27.6	15.6	0.0
医療機関からの通告		30.8	74.0	6.9	17.8	7.1
性的虐待、性被害		47.8	62.0	13.8	62.2	35.7
家族再統合の情報提供、アセスメント		25.8	52.0	6.9	28.9	2.4
在宅支援の役割分担、支援チーム参加		26.9	62.0	13.8	15.6	2.4
移送		27.5	66.0	0.0	11.1	16.7
既往歴、現病歴、アレルギー		26.9	46.0	6.9	15.6	26.2

児童福祉司が、保健師業務を多岐に渡り最も活用していた。中でも「直接観察、安全確認、リスクアセスメント(82.0%)」「医療機関からの通告(74%)」は、活用が多かった。

表4 期待する業務内容 (%)

保健師業務	全職種				
直接観察、安全確認、リスクアセスメント	59.9	76.0	48.3	64.4	35.7
育児相談、保健指導	29.7	26.0	34.5	35.6	23.8
関係機関からの情報収集、連絡調整	37.4	58.0	34.5	40.0	7.1
特定妊婦	34.6	26.0	31.0	57.8	28.6
産後うつ、精神疾患	37.4	38.0	65.5	37.8	21.4
医療機関からの通告	45.6	60.0	48.3	35.6	28.6
性的虐待、性被害	55.5	46.0	37.9	75.6	64.3
家族再統合の情報提供、アセスメント	20.9	24.0	24.1	20.0	16.7
在宅支援の役割分担、支援チーム参加	14.8	20.0	13.8	15.6	9.5
移送	9.9	12.0	10.3	4.4	11.9
既往歴、現病歴、アレルギー	30.8	10.0	24.1	28.9	66.7

「直接観察、安全確認、リスクアセスメント」は、各職種において、期待する業務の上位であった。

イ 一時保護所・施設・里親に対する保健医療に関する指導支援について

表5 活用する業務内容 (%)

保健師業務	職種					
	全職種					
施設職員・里親の相談	25.3	42.0	6.9	20.0	16.7	43.8
感染症に対する対策	18.1	24.0	6.9	11.1	23.8	25.0
健康教育・保健指導	46.2	66.0	6.9	42.2	40.5	50.0
里親への健康教育	9.3	18.0	24.1	2.2	0.0	25.0

の児童相談員・里親対応専門員・電話相談員以外の職種では「健康教育・保健指導」が最も多く活用されていた。

表6 期待する業務内容 (%)

保健師業務	職種					
	全職種					
施設職員・里親の相談	22.5	24.0	17.2	26.7	19.0	25.0
感染症に対する対策	20.3	14.0	6.9	17.8	42.9	12.5
健康教育・保健指導	45.1	46.0	37.9	40.0	47.6	62.5
里親への健康教育	7.1	10.0	10.3	6.7	2.4	6.3

各職種において、「健康教育・保健指導」が最も多かった。

ウ 保健・医療にかかわる子ども虐待防止対策、地域支援体制の充実のための地域の関係機関と連携

表7 活用する業務内容 (%)

保健師業務	職種					
	全職種					
関係部署連携、支援体制の充実	30.2	62.0	24.1	17.8	0.0	56.3
管内実態把握	19.8	40.0	24.1	8.9	2.4	25.0
市町村研修支援	17.0	40.0	6.9	8.9	0.0	31.3

の児童指導員・保育士・看護師・学習指導員以外の職種では「関係部署連携、支援体制の充実」が最も多く活用されていた。

表8 期待する業務内容 (%)

保健師業務	職種					
	全職種					
関係部署連携、支援体制の充実	30.8	36.0	27.6	26.7	19.0	62.5
管内実態把握	19.2	18.0	20.7	17.8	19.0	25.0
市町村研修支援	13.2	14.0	10.3	11.1	14.3	18.8

各職種において、「関係部署連携、支援体制の充実」が最も高かった。

(4) 自由意見

表9 保健師が担うこと、すべき業務

カテゴリー	サブカテゴリー	具体的意見(要約・抜粋)
個別支援 (計40件)	保健医療面からの専門性 (計28件)	<他職種との連携>12件 ・保健医療の視点で意見や助言 ・初動調査から親子支援まで幅広い支援 ・医療ケアの高い児童の状態把握や保護者への保健面での在宅支援 ・性被害児のケース打ち合わせは、常に参加が良い
		<アセスメント>5件 ・母子関係の評価、保護、入所時の健康教育、精神疾患を持つ保護者への評価、指導 ・乳幼児ケース、保護者の精神疾患のケース、性的虐待・性被害が疑われるケース等アセスメントの視点
	<精神疾患を有する保護者への支援>5件 ・周産期や精神疾患、慢性疾患等、保護者、児童への支援 ・思春期や精神疾患を有する母の相談へのアドバイス	
	<専門的な保健指導>4件 ・ケース状況(年齢や課題)にあわせ柔軟に対応、子どもへの支援に幅が出る ・専門的な視点から子どもに適切な支援を与える	
関係機関との連絡調整 (計12件)	<親子支援への参加>2件 ・初動調査、介入より親子支援のほうが良い ・健康教育や乳幼児の発達ガイダンスなど専門的な支援の提供	
	<母子保健、医療機関との連絡調整>7件 ・市町村母子保健、医療機関、保健福祉事務所との連携が図れ正確な情報の共有が可能となった。 ・市町村の子ども相談課と母子保健部署との連携に関するアドバイス	
一時保護所・施設・里親に対する支援 (計27件)	健康教育(通所児、入所児)(15件)	・思春期の子どもへの健康教育、アルコール、薬物、タバコの害 ・性的虐待、性被害だけでなく性加害児童への健康教育 ・保護所での性教育の充実 ・里親、里子支援の中で、保健指導、性教育
	施設職員、里親への支援(12件)	・施設職員への性教育研修 ・一時保護所の観察会議への参加 ・一時保護所の衛生面の定期検査、指導 ・里親からの相談へ助言 ・里親へ地域の医療について情報提供
虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携 (計6件)	市町村保健師への支援(3件)	・市町村の保健師が地域で活躍できるような支援体制 ・点が面になる大切な役割
	虐待予防の地域支援(3件)	・病気が虐待などに至ることを予防する重要な役割 ・保護者が孤立した子育てをせざるを得ない環境を改善する取組み等
その他(計40件)		・早期の親子支援や虐待、産後うつ等予防的な取組み ・保健師の視点、経験が役立つ ・職員のメンタルヘルスチェック、心のケア ・保健師の複数配置 ・保健師がいることで安心感がある ・児相業務に欠かせない存在として定着しつつある ・一人職場は苦勞が多いと思う。児相職員は保健師の専門性を十分理解しない面もあるが、今回の試みで理解が深まると良い ・何をどのようにお願いすればよいかかわからない

全職種で 113 件の意見の記載があった。「個別支援」に関する意見が 40 件と最も多く、次いで「一時保護所・施設・里親に対する支援」が 27 件、「虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携」が 6 件、謝辞を含めたその他が 40 件であった。具体的には、「保健医療面からのアセスメントの視野が広がった」「市町村や医療機関等の他機関との連携がスムーズになった」「保健師の専門的視点が業務に役立っている」「親子支援や虐待予防への役割の期待」等の意見が多く認められた。

7 考察

(1) 保健医療にかかわる個別ケースへの対応

今回の調査結果から、他の職種は保健師に対し、「個別ケースに対する保健・医療面からの支援」について高い期待を持っていることが、改めて認識された。

図 1 より、保健師の業務実績の中で「個別ケースへの対応」は、平成 20～25 年度の平均で全体の 66.2%を占め、多(他)職種からのニーズに対応し活動割合となっている。表 2,4 より、保健師に期待する業務内容は、全体としては「直接観察、安全確認、リスクアセスメント」、児童福祉司と管理職・課長はこれに加えて「医療機関からの通告」、児童相談員等は「産後うつ、精神疾患」、児童心理司は「性的虐待、性被害」、児童指導員等は「既往歴、現病歴、アレルギー」についてが、それぞれ高かった。これらは「児相保健師業務」の個別ケースへの対応の中で重視してきた内容と一致している。実際に、保健師は児童福祉司と初動調査を行い、ケースの直接観察や保健・医療面からの情報収集、リスクアセスメント等を行うことが多い。チームアプローチにおいては、チーム員と日頃からお互いの役割を確認し、保健師の役割を見極め、取り組む必要がある。

対象の中でも「乳幼児」「特定妊婦」「保護者が精神疾患等を有するケース」「性的虐待、性被害や加害があったケース」については、保健師の専門性を最も活かせるだろう。

「乳幼児」や「特定妊婦」の初期調査や継続指導では、保健師は子どもの発育発達や育児状況及び保護者の妊娠経過を確認しながら、「育児相談、保健指導」を行っており、妊婦や乳幼児がいる保護者にとって、保健師は相談できる職種として知名度が高く、保護者との緊張関係を和らげたい場面では、保健師の存在は非常に効果的と思われる。事実、表 2,3 から、保健師の専門性や特性を活かせる「育児相談、保健指導」は、児童福祉司の半数が活用している実態がある。

「保護者が精神疾患を有するケース」では、保健師は必要時、精神面のアセスメント、病状調査、通院服薬指導等の支援を行っており、特に乳幼児がいる精神疾患を有する保護者の場合、子どもの成長に応じた育児の変容や負担から、精神状態が不安定になることは、しばしば見受けられる。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 10 次報告)」³⁾においても、精神疾患のある養育者等への対応や地域の支援体制の強化が重視されているが、子どもの安全の確保と健全な成長のためには、保護者の精神的安定が大切であることから、特に精神疾患のある保護者への継続的な支援は重要であると考えられる。一方で「精神疾患を有する保護者の子育て」を支える地域資源は十分とは言えず、現状は地域の関係機関が個々のケースを通して相互の役割を検討している段階にある。児相保健師は虐待防止の視点から、ケースの状況や必要な支援を発信する役割を担えるだろう。

「性的虐待、性被害や加害があったケース」に対する保健師の役割は、妊娠や性感染症他、性全般の保健・医療的知識を活かし、主に、医学的診察のための調整や受診同行、性の歪んだ知識を正しく学び直させる支援等を行う。被虐待児への対応においては、児童の安全確保とケアが同時進行する中で、保健師も全体の動きを見ながら、健康面への支援を行わなければならない。柔軟性、多様性、即応力が必要とされる。保健所等児相以外の部署では保健師はこうしたケースに対応する経験は殆どない。児相保

健師としての固有の専門性について、児相多職種チームの一員として全体との整合性を図りつつ保健師業務の機能を発揮できるよう、今後も引き続き検討していく必要がある。

(2) 一時保護所・施設・里親に対する保健医療に関する指導支援について

表2、3、4より、活用と期待する業務はともに「健康教育・保健指導」が最も高かった。

「健康教育」は、保健師の専門性を活かせる手法のひとつである。保健師は、児童の将来にわたる健康的な生活や性的発達を目的に、正しい知識を伝え、自分を守る意識や行動、自己肯定感の育成等につながるように教育を行う。特に発達特性、生育歴・環境等、個別性が高い児童に対する効果的な教育方法やスキルの向上、教材の開拓が必要とされる。また、児童心理司が心理的ケアや心理教育等を行っている「性的虐待や性被害、性加害ケース」等においては、児童心理司との連携を図ることで、児童により効果的な健康教育が実施できると思われる。

(3) 保健・医療にかかわる子ども虐待防止対策、地域支援体制の充実のための関係機関と連携

表2、3、4より、活用と期待する業務はともに「関係部署連携・支援体制の充実」が、高かった。母子保健や医療機関との連携は、各児相の事務分担においても保健師が主担当になっており、実際に、これらの機関とは個別ケースの支援、虐待防止対策に関する相談や研修、会議などと幅広く関わっている。

地域の虐待防止対策として、保健医療従事者の虐待予防、早期発見、対応のスキルアップは非常に重要であり、保健師は母子保健や医療機関等から、この取り組みへの積極的な関与が求められている。

8 結論

今回、多(他)職種に調査した結果、保健師の業務や役割の中でも「保健・医療的側面からの個別ケースへの支援」や「保健・医療にかかわる虐待防止対策や支援体制の充実のための関係機関との連携」

について、児相内部のニーズが高いことがわかった。保健師は個別ケースや虐待防止対策等の業務に携わる場合は、保健医療職としての知識やスキルを活かしたアプローチを行い、保健、医療、児相の各機能と役割を理解する立場から、関係機関相互の連絡調整を行うことが期待されている。

今後、特に強化すべき役割と取組みの方向性は、次のとおり整理されるだろう。

(1) 乳幼児ケースや保護者が精神疾患を有するケースへの継続的な支援

「乳幼児がいる精神疾患を有する保護者」への継続的支援は、虐待防止上、必要性が高く、特に市町村の母子保健担当保健師の関わりは欠かせない。継続的支援の依頼には、支援の目的や内容、ケースの状況を明確に伝え、必要により同行訪問、事例検討などを行う等、丁寧な働きかけが必要である。こうした連携は、市町村保健師に虐待の対応経験が乏しい場合には、OJTの機会ともなり、地域の対応力の向上にもつながると考える。今後一層保健師間の連携強化に努めるとともに、児相内においても、精神疾患を有する保護者のケースの場合は、保健師の継続的支援が活用されるよう、所内多(他)職種と話し合っていきたい。

(2) 性的虐待・性被害・加害ケースへの支援

健康教育に必要な基本的な知識や教材、教育スキルは、保健師間で情報交換しノウハウを蓄積しているが、性被害、性加害児童への教育は、児相以外の所属での経験は殆どなく、今後も実践しながら専門性を高めていく状況にある。

また、性的虐待の初期対応は、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」⁴⁾をもとに作成された「神奈川県児童相談所性的虐待への初期介入プロセスフロー図等」が作成されているものの、医学的診察に関する内容や保健師の役割については、詳細な記載はなく、発生した際に、経験値がなければ、その都度苦慮することになる。

今後、チームアプローチ全体との整合性を図り、所内の意見を確認し、広く情報を得ながら、医学的

診察に関する内容、保健師の役割について検討していきたい。

(3) 医療機関等の関係機関との連携

医療機関から通告では、保健師は医療情報の聞き取りと整理、アセスメント、所内への医療情報の報告を行っている。また疾病や障がいがあるケースの場合は、家族に支援的に関わり、関係者と情報共有し、支援体制の構築を働きかけている。保健医療関係機関との円滑な連携により、速やかな対応が行えるように、今後、関わった事例について保健師間で共有し、実施内容等を検討していきたい。

関わりが多い地域の医療機関や市町村の母子保健、子育て支援機関等とは日ごろから良好な関係を築き、保健師は所内に関係機関の状況を伝えるとともに、虐待防止や虐待予防対策に関する相談、連絡調整、講師派遣など、柔軟な対応が求められる。

9 今後に向けて

これまで児相保健師は、平成 23 年 5 月に改訂した「児相保健師業務」を指標とし、児相チームの一員として、業務に取り組んできた。今回、所内多(他)職種へのアンケート調査の結果と各所の活動実績を踏まえ、保健師の業務内容を見直し、平成 26 年 3 月に改訂版を作成した。

また、調査の実施は、所内多(他)職種に保健師業務を周知する機会にもなった。児相内で保健師業務は、ある程度定着し理解されていると感じるが、「何をどのように頼めばよいかわからない」との意見もある。所内多(他)職種に、多様な保健師業務の活用を促すには、周知は必要である。今回の調査から、児相保健師の役割をわかりやすく紹介するパンフレットを作成し、所内多(他)職種及び他機関関係者等の研修や会議にて配布し、周知するとともに、所内多(他)職種との日々の対話の中で、ケースに対する保健師の視点や支援内容を伝えることが、業務への理解をより深め、より円滑な保健師支援に結びつくと思われる。

児相の保健師は、多様なケースへのチームアプロ

ーチの中で、多(他)職種と連携しながら、保健医療職として果たすべき役割を見極め、適切に対応することが求められ、また、地域特性に応じて臨機応変に対応する力量が問われている。こうした状況において、保健師は業務内容や役割を明確にし、専門性を高める必要がある。

今回の検討により、児相保健師の業務内容、役割を再認識することができた。今後、自らの専門性を高めつつ、多職種チーム、地域の関係機関と共に、児童虐待、虐待予防に取り組んでいきたい。

業務多忙の中、調査にご協力くださった 5 児相職員に感謝申し上げます。

なお、本アンケート調査は元鎌倉三浦地域児相の関野有貴子保健師、元県北地域児相の高崎瑞恵保健師及び元厚木児相の田中智子保健師とともに実施したことを申し添えます。

注 1) 相模原児相は H23 年度より大和市のみを所管する県北地域児相に変更され、H25 年度末で閉所となった。H26 年度から平塚児相が新設されたことに伴い、中央、厚木児相の所管区域が変更されている。



【参考資料】

参考資料1 アンケート調査様式

保健師業務に関するアンケート

設問1 あなたの職種について、あてはまる箇所に をつけてください。
福祉司 相談員(里親対応専門員含む) 心理司 指導員 保育士 その他()

設問2 あなたは、下表の保健師業務の各項目について、これまで活用したことがありますか？
回答欄の該当する箇所に をつけてください。

設問3 下表 - の保健師業務の各項目の中で、あなたが特に保健師に期待する業務について、5つ以内で選び、解答欄に をつけてください

保健・医療にかかわる個別ケースへの対応

保健師業務の項目	設問2		設問3 期待する業務
	活用している	活用していない	
乳幼児事例、医療機関からの通告事例、性的虐待及び性被害事例、保護者に精神疾患のある事例、養育力に課題があり虐待のおそれのある事例の初動調査に同行し、子どもの成長発達、身体状況、養育状況などの直接観察と、子どもの安全確認及びリスクアセスメントの実施			
保護者の育児困難感に対する相談、保健指導			
市町村、保健福祉事務所の母子保健及び医療機関からの情報収集および連絡調整			
特定妊婦(望まない妊娠、若年妊娠等)に対する保護者の養育力のアセスメント及び相談、保健指導			
産後うつや、精神疾患を持つ保護者の病状把握と治療に関する相談、保健指導及び母子保健、精神保健、医療機関との連絡調整			
医療機関からの通告事例に対する病状把握、成長発達の確認、保護者からのききとり、医療機関との連絡調整			
性的虐待及び性被害事例に対する、医療機関受診等の調整や健康教育等			
家族再統合のためのチームアプローチの一員として、保健的視点での情報提供やアセスメント等			
在宅支援の役割分担、支援チームへの参加、ケースの引継ぎ等の連携			
移送中の子どもの安心安全の確保			
子どもの既往歴、現病歴、アレルギーの有無等健康情報を把握し、保護所職員へ情報提供			

一時保護所・施設・里親に対する保健医療に関する指導支援について

保健師業務の項目	設問2		設問3 期待する業務
	活用している	活用していない	
施設職員及び里親からの保健医療面の相談に対する支援			
感染症に関する疾病予防対策・二次感染防止対策に関する支援			
保護・入所中の子どもに対する健康教育及び保護者への保健指導			
里親認定前研修及び里親研修における健康教育			

保健・医療にかかわる子ども虐待防止対策、地域支援体制の充実のための地域の関係機関と連携

保健師業務の項目	設問2		設問3 期待する業務
	活用している	活用していない	
管内の保健福祉事務所、市町村(母子保健、児童福祉、障がい福祉等)、医療機関及びその他関係部署との連携、支援体制の充実 子ども虐待防止、早期発見、早期支援等ための、管内実態把握及び社会資源等の情報収集・提供			
市町村の児童福祉、母子保健等に関する研修の支援			

設問4 ここに示された保健師業務以外で、保健師として担うことができる業務・すべき業務はなにかありますか、お聞かせください。

〔 記載欄 〕

設問5 そのほか、保健師業務全般に対して、お気づきの点がありましたらご意見をお聞かせください。

〔 記載欄 〕

ご協力ありがとうございました。

参考資料2 児相保健師の役割

児童相談所のチームアプローチにおける保健師が果たす役割

以下は、神奈川県児相に保健師が配置された6年間の業務を振り返り、児相における多職種チームの一員として、保健師が果たす役割の基本的事項について、保健師連絡会議を通じ暫定的にまとめたものです。児相における保健師業務は、まだ確立されたものではなく、またチームの要請によってその機能、役割を臨機に発展させていかなければならないと考えます。

その点においても、保健師がチームの要請に常に敏感であることが必要であり、随時、保健師の役割を見直しつつ専門性を高めるための資料としてまとめました。自らの業務の検証、保健福祉事務所等関係機関への業務紹介、保健師間の業務の引きつぎ等に活用していきます。

(平成26年3月改訂版)

役割	業務内容
保健・医療にかかわる個別ケースへの対応	
1 虐待通告受理時の初動調査における保健・医療面のアセスメント及び相談、保健指導	支援方針に基づき ・緊急受理会議 ・初動調査 ・関係機関調査 ・医療機関との連絡調整 ・家庭訪問、面接 ・保健指導 ・健康教育 ・産婦人科等の受診同行 ・乳児院、児童養護施設訪問
2 虐待及び虐待が危惧されるケースへの、再発防止、未然防止のための保健・医療面に関するアセスメント及び相談、保健指導	個別ケース検討会議等 ・一時保護所観察会議 ・特定妊婦(望まない妊娠、若年妊娠等)に対する保護者の養育力のアセスメント及び相談、保健指導 ・親子支援チーム等との所内カンファレンス ・保護者、地域支援機関等との合同ミーティング
3 市町村、県保健福祉事務所等の母子保健、精神保健及び福祉分野との連絡調整	在宅支援の役割分担、支援チームへの参加、ケースの引きつぎ等の連携
4 一時保護にかかわる対応	移送中の子どもの安心安全の確保 子どもの既往歴、現病歴、アレルギーの有無等健康情報を把握し、保護所職員へ情報提供

一時保護所、児童養護施設、里親への保護・入所(委託)中の子どもの保健・医療等に関すること

1 施設職員及び里親からの保健医療面の相談に対する支援	・子どもへの健康教育等 ・保護者、施設職員、里親への研修 ・受診調整
2 感染症に関する疾病予防対策・二次感染防止対策に関する支援	
3 保護・入所中の子どもに対する健康教育及び保護者への保健指導	
4 里親認定前研修及び里親研修における健康教育	

保健・医療にかかわる子ども虐待防止対策、地域支援体制の充実のための地域の関係機関との連携

1 管内の保健福祉事務所、市町村(母子保健、児童福祉、障がい福祉等)、医療機関及びその他関係部署との連携、支援体制の充実	・保健福祉事務所母子保健委員会、ケース会議(母子・精神) ・市町村ケース検討会議、要保護児童対策協議会
2 子ども虐待防止、早期発見、早期支援等ための、管内実態把握及び社会資源等の情報収集・提供	
3 市町村の児童福祉、母子保健等に関する研修の支援	

その他(調査・研究等)

1 児童相談所保健師の資質の向上のための会議、研修への参加	・県児童相談所保健師連絡会議 ・市保健師連絡会議 ・研究等
2 管内市町村における子ども虐待に関する取組の実態把握	
3 子ども虐待に関する調査研究等	

そのほか、各児童相談所の実情に応じた役割を担うものとする。

神奈川県児童相談所保健師連絡会まとめ

参考資料3 児童保健師の紹介リーフレット

(A4 両面三つ折)

このリーフレットは主に児童相談所職員向けに保健師の活用、理解を促す目的で作成したものです。

神奈川県児童相談所の 保健師 「早わかりナビ」



- 保健師はいつから? -

平成19年度	中央児童相談所にモデル的に1名配置
平成20年度	中央・相模原・厚木児童相談所に各1名配置
平成23年度	5か所の児童相談所に各1名配置



保健師ってどんな人??

例えば、こんな人です

- 保健師免許
看護師免許
がある
- けが、発育状況の観察、判断ができる
- 保健、看護、医療の知識、社会資源を広く知っている
- 健康の視点を持って支援する
- 家庭訪問の実践経験がある
- 育児や健康相談を通して、自然に会話が進む
- 健康教育の実践経験がある
- 地域にネットワークを持つ

【作成元】神奈川県児童相談所
保健師連絡会議
【発行日】平成26年3月

こんな時には保健師に声をかけを!

Case 1



赤ちゃんが、けがをしているらしい。一緒に確認を。

お母さんが、精神的に不安定。育児状況はどうだろう。

医療機関から通告。聴き取り調査の同行を。

保健師ができることって?

保健医療の視点からの観察やアセスメント

- 子どもの安全確認
けがの観察
- 保護者の
養育力の確認
- 妊婦への支援
- 医療情報の
把握・整理
- 育児相談
保健指導
- 子どもの成長発達、身体状況
養育状況などの直接観察

Case 2

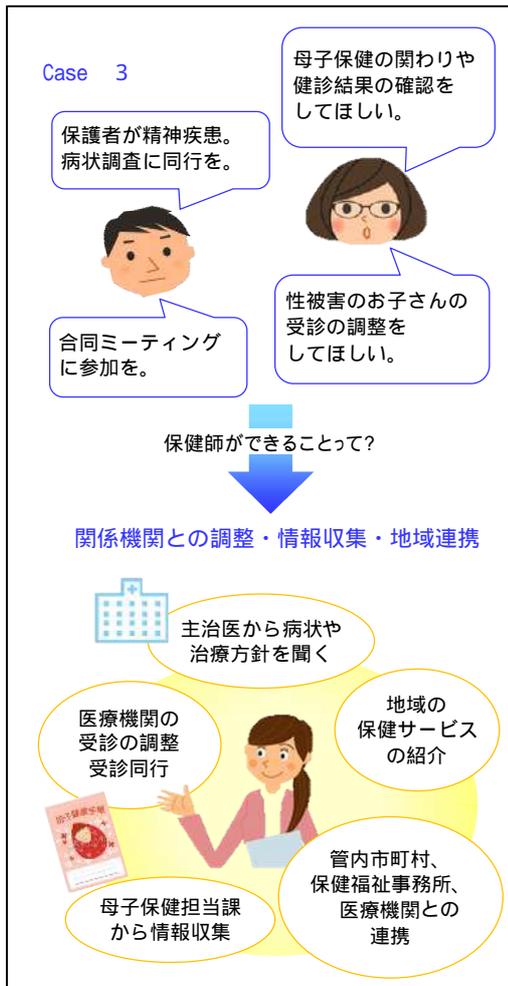
性行動が心配!
妊娠しそう。
性教育をしてほしい。

施設入所中の子ども。
清潔や健康の話を
頼みたい。

保健師ができることって?

性教育・健康教育

- 二次性徴、男女の違い
プライベートゾーン
交際、妊娠
- 避妊・予防
性感染症
- 楽しい!
- 清潔、手洗い
感染症予防
- たばこ・お酒



【引用文献】

- 1) 全国保健師長会健やか親子特別委員会:平成 22 年度調査 全国児童相談所保健師配置状況及び業務内容に関する調査結果報告書:2011 年度
- 2) 児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会:児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書:2007 年度
- 3) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会:子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 10 次報告:2014 年 9 月
- 4) 平成 20 年~22 年度厚生労働科学研究:児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版概要

【参考文献】

- 1) 佐藤和宏:児童相談所における保健師の役割:日本子ども家庭総合研究所紀要第 45 集:2009 年度
- 2) 弘中千加:児童相談所における保健師の専門性と役割について:神奈川県立総合療育相談センター紀要 vol.9:2008 年度
- 3) 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版:平成 23 年 3 月